

別 表 (第2条関係)

| 1 補助事業 | 2 補助事業者 | 3 対象経費 | 4 基準額 | 5 補助率 |
|-----------|--------------------------------|---|--|---------|
| 医療従事者支援事業 | 新型コロナウイルス感染症患者等に対し診療行為等を行う医療機関 | 新型コロナウイルス感染症患者等に対し診療行為等の業務を行った医療従事者に対して、医療機関が支給した特殊勤務手当（危険手当）に要する経費 | <p>次により算出された額の合計額 （ただし、知事の定める額を限度とする。）</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務及びその他人事委員会がこれに準ずると認める業務の場合 医療従事者1人につき日額4,000円</p> <p>(2) (1) 以外の場合 医療従事者1人につき日額3,000円</p> | 10/10以内 |